

広島県告示第二百二十二号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下		欄	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	三原市旭町二丁目二一三	三原市	三原市漁業協同組合
三原市幸崎町能地三四一三	濱松 照行		平成二一年三月一日	三原市漁業協同組合	三原市古浜一丁目二一三	三原市	三原市漁業協同組合
三原市幸崎町能地三五四二一	磯合 辰夫		平成二一年三月二六日		三原市幸崎町能地三五四二一		
	橋本 梅一						